

1981(昭和56)年以前の建物にお住まいの方へ

住宅の耐震改修工事費は

150万円まで全額補助されます

代理受領制度や
段階的耐震改修も
ご利用ください
(詳細は裏面)

県民の皆様のお安全・安心を確保するため、県と市町では住宅の耐震化への支援制度を設けています。特に、耐震改修に対しては、定額(補助率10/10)150万円(金沢市や珠洲市は定額200万円など一部の市では限度額を更に引き上げ)などの全国で最も手厚い補助があります。

	住宅の耐震化支援制度の概要			申込先	
	①耐震診断※	②補強計画※	③耐震改修 (限度額)	担当課	電話番号
金沢市	○		200万円	建築指導課	076-220-2059
七尾市	○		160万円	都市建築課	0767-53-8429
小松市	○		150万円	建築住宅課	0761-24-8106
輪島市	○	○	150万円	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	○		200万円	環境建設課	0768-82-7756
加賀市	○	○	150万円	建築課	0761-72-7935
羽咋市	○		160万円	地域整備課	0767-22-9645
かほく市	○		150万円	都市建設課	076-283-7104
白山市	○		150万円	建築住宅課	076-274-9561
能美市	○		150万円	まち整備課	0761-58-2251
野々市市	○		150万円	建築住宅課	076-227-6087
川北町	○		150万円	土木課	076-277-1108
津幡町	○		150万円	都市建設課	076-288-6703
内灘町	○		150万円	都市建設課	076-286-6710
志賀町	○	○	150万円	まち整備課	0767-32-9211
宝達志水町	○		150万円	地域整備課	0767-29-8160
中能登町	○	○	150万円	土木建設課	0767-72-3921
穴水町	○		150万円	地域整備課	0768-52-3680
能登町	○		150万円	建設水道課	0768-62-8523

※：「○」は支援制度がある市町

対象 : ① 1981(昭和56)年以前に工事が着手された住宅であること
② その他、各市町が要綱で定める要件を満たすこと

申込先 : 上記の各市町担当課

耐震改修の当初の費用負担を軽減するため、 全市町で代理受領制度が利用可能です

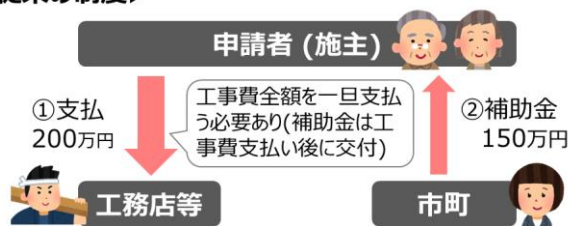
代理受領制度とは

住宅の耐震改修に関する補助金の交付に際して、申請者(施主)が工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です。

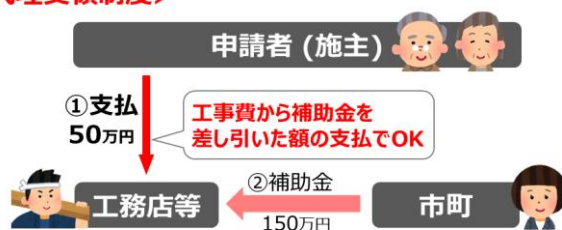
申請者(施主)が、改修工事を実施した工務店等に、補助金を代理で受け取ることを委任することにより、当初の費用負担を軽減することができます。

(例) 耐震改修工事費200万円、補助金150万円の場合

<従来の制度>



<代理受領制度>



※ 工務店等と相談の上、どちらの制度をご利用になるかお選びください
※ 制度の詳細は、表面の各市町担当課にお尋ねください

全面的な耐震改修が困難な場合でも 段階的耐震改修の利用も検討ください

段階的耐震改修とは

二度に分けて(段階的に)行う耐震改修をいい、下表の通りに階毎に耐震改修を行う「階別型」や評点を段階的に上げていく「評点型」等があります。

通常耐震改修	段階的耐震改修	
<p>建物全体で上部構造評点を1.0以上</p>	<p>■第一段階</p> <p>(階別型)</p> <p>1階部分の上部構造評点を1.0以上</p>	<p>■第二段階</p>
	<p>■第一段階</p> <p>(評点型)</p> <p>建物全体の上部構造評点を0.7以上</p>	<p>■第二段階</p>
<p>建物全体で上部構造評点を1.0以上</p>	<p>■第一段階</p> <p>(母屋型)</p> <p>母屋部分の上部構造評点を1.0以上</p>	<p>■第二段階</p>

名古屋工業大学の研究成果によると、震度6弱では評点0.4以下で倒壊を覚悟しなければなりません。評点1.0で中破、評点0.7で大破と、倒壊を免れる確率が非常に高いとされています。

※ 補助の有無や制度の詳細は、表面の各市町担当課にお尋ねください